

公益財団法人 日本サッカー協会
2021 年度 第 14 回理事会

2021 年 12 月 16 日

決議事項

1. 女子委員会 副委員長/委員の件
<p>(決議) 資料 1①②</p> <p>女子委員会の新体制として、副委員長を以下の通り選任・退任したい。</p> <p>■選任 今井 純子 (いまい じゅんこ) 能仲 太司 (のなか ふとし)</p> <p>■退任 手塚 貴子 (てづか たかこ) ※任期(2022年3月)までは委員として継続</p> <p>※能仲太司氏は現在、女子 JFA コーチ(関東チーフ)を務めている。 ※上記以外の現在の委員は、任期である 2022 年 3 月まで継続予定。</p>
2. 臨時評議員会 開催の件
<p>以下の通り、臨時評議員会を開催したい。</p> <p>(1) 開催日時：2021 年 12 月 26 日(日) 13:00～ (2) 開催方法：ウェブ会議システム (3) 議 題：報告事項</p> <p style="margin-left: 40px;">①JFA 中期計画 2022-2025 策定の件 ②2022 年度予算の件 ③2022 年度事業計画の件 ④評議員推薦加盟団体規則改正の件 ⑤未就学児・第 4 種向け普及施策の件</p>
3. 評議員推薦加盟団体規則 改正の件
<p>(決議) 資料 2</p> <p>評議員を追加する際の要件等を規定する、評議員推薦加盟団体規則について、今後、WE リーグ等の団体を評議員推薦加盟団体とすることなどを念頭に、現行の加盟団体規則における規定と平仄を合わせる形で、本規定についても同様に例外規定を設けたい。</p> <p>今回改正の対象となる規定 (新たな評議員推薦加盟団体の認定)</p> <p>第 3 条 (3)</p> <p>【改正前】 当該連盟に所属する個々の団体が全ての都道府県に存在すること</p> <p>【改正後】 当該連盟に所属する個々の団体が全ての都道府県に存在すること (FIFA が、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)</p>

参考：加盟団体規則における規定

(新たな各種の連盟及び関連団体の認定)

第 14 条 (11)

当該団体に加盟するチームが 9 地域に存在すること (FIFA が、サッカー競技の一形態として一定の
カテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)

4. JFA アジア貢献事業 指導者海外派遣の件 (新規・モンゴル代表監督)

(決議) 資料 3

モンゴル代表監督として派遣していた間瀬秀一氏がモンゴル代表監督を退任することとなった。
その後、モンゴルサッカー連盟より日本からの代表監督後任の派遣依頼を受けて検討し、JFA アジ
ア貢献事業の一環としてモンゴルに派遣する指導者 1 名を新たに選任することとしたい。

派遣指導者： 大塚 一郎 (おおつか いちろう)

資格： AFC Pro ライセンス、UEFA A 級コーチライセンス

派遣先協会： モンゴルサッカー連盟 (MFF)

役職： 代表監督 兼 U-23 代表監督

契約期間： 2022 年 1 月～2023 年 1 月

費用負担： [JFA] 給与、傷害保険料

[MFF] 住居、交通費、日本-モンゴル間の航空券

5. 女子のリーグの登録ウインドーの件

女子のリーグに関する 2021 年度シーズンにおける「登録ウインドー」について、2021 年度第 2 回
理事会にて調整中としていた第 2 登録ウインドーを、WE リーグ理事会の決議に基づき、以下の通り
設定したい。

第 1 登録ウインドー： 2021 年 7 月 2 日 (金)～9 月 23 日 (木)

第 2 登録ウインドー： 2022 年 1 月 28 日 (金)～2 月 25 日 (金)

<参考>登録ウインドー

FIFA 規則に基づき、各国協会は年 2 回の登録ウインドーを定め、FIFA に報告しなければならない。
同規則により、第 1 登録ウインドーは前シーズン終了後に始まる 12 週間以内の期間、第 2
登録ウインドーはシーズン中の 4 週間以内の期間と定められている。

6. アンダーカテゴリー代表監督 選任の件

(決議) 資料 4

世界大会を目指す男子カテゴリーの代表監督を以下の通り選任したい。

U-21 日本代表監督 (2024 年パリオリンピックに向けた代表)： 大岩 剛

U-19 日本代表監督 (FIFA U-20 ワールドカップ 2023 に向けた代表)： 富樫 剛一

U-16 日本代表監督 (FIFA U-17 ワールドカップ 2023 に向けた代表)： 森山 佳郎

※12/8 技術委員会にて承認済み

7. 医学委員会トレーナー部会設置の件

各種委員会組織運営規則第 10 条に基づき、医学委員会に以下の部会を設置したい。

■部会名

トレーナー部会

■目的

医学委員会の所管事項のうち、トレーナー関連事項の専門的な検討・立案・実行等を行うため。

■所管事項

トレーナーに関する事項

◆帯同トレーナー（各カテゴリー代表・育成事業）の資格／要件の検討

◆帯同トレーナー（各カテゴリー代表・育成事業）の推薦

◆トレーナーの普及・育成活動の立案・実施

◆その他 トレーナーに関する事項

■部会メンバー

医学委員会にて選任する。

※JFA 専属トレーナー、各種組織関連トレーナー（Jリーグ、WE リーグ、Fリーグ、大学サッカー連盟他）などから選任予定。

【各種委員会組織運営規則（抄）】

（部会及び分科会）

第 10 条 各種委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。

8. 「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」改正の件

(決議) 資料 5

「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」を改正したい。

Jリーグクラブにおける 2024 年シーズンのホームグロウン選手登録数について、2021 年 11 月 25 日の Jリーグ理事会での決定を受け、JFA 規則の該当箇所を改正するもの。